

1. 日時 : 平成27年4月28日(火) 10:00~12:00
2. 場所 : 内閣府宇宙戦略室大会議室
3. 出席者
 - (1) 委員 : 中須賀部会長、片岡部会長代理、折木委員、白坂委員、名和委員、山川委員
 - (2) 政府側 : 小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、頓宮宇宙戦略室参事官、内丸宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、守山宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

宇宙安全保障部会の委員に一部変更があったことから、冒頭、資料1に基づき、部会委員の紹介が行われた。

- (1) 各工程表の成果目標及び平成28年度に向けて検討すべき課題について(報告)
参考資料2から参考資料4に基づき事務局から説明を行った。
- (2) 宇宙安全保障に関する動向について
内閣府から資料2を説明した後、外務省から資料3に加え、日米安全保障協議委員会共同発表及び新しい日米防衛協力のための指針(以下「日米ガイドライン」)の概要について説明を行った。これを踏まえ、委員から以下のような質問等があった。(以下、○質問、●事務局等の回答)
 - 日米ガイドラインや宇宙基本計画において、宇宙システムの抗たん性の確保が示されているが、その概念の対象とする範囲が広すぎるのではないか。
 - 宇宙システムの抗たん性の定義や対象については、その優先順位を含め、今後の議論の中で明確化していく必要があると考えている。
 - 日米ガイドラインの内容は、1月に定めた宇宙基本計画の工程表の内容よりも踏み込んだものとなっているのではないか。
 - 日米ガイドラインは日米間の話である一方、宇宙基本計画には我が国が行うべきことが書かれており、両者には差異がある。日米ガイドラインの実行状況も踏まえつつ、必要に応じ宇宙基本計画の工程表の見直しを検討することになると考える。
 - 宇宙安全保障については、米国との連携が大切であり、宇宙状況監視(SSA)や即応型小型衛星等について、米国とよく議論をしていく必要がある。また、宇宙安全保障を議論していく上で、各種の脅威認識やその見通しをより良いものとする取組が大切である。
- (3) その他
参考資料5に基づき事務局から説明を行った。これを踏まえ、委員から以下のような質問があった。(以下、○質問、●事務局の回答)

- 宇宙活動法の議論では、国の活動に係る適用除外をどのように考えているのか。
- 宇宙活動法は基本的に国以外の者に対する監督を中心に想定している。

第3回宇宙安全保障部会 議事要旨

1. 日時 : 平成27年5月21日(木) 10:00~12:00

2. 場所 : 内閣府宇宙戦略室大会議室

3. 出席者

(1) 委員 : 中須賀部会長、片岡部会長代理、青木委員、折木委員、久保委員、白坂委員、名和委員、山川委員

(2) 政府側 : 小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、頓宮宇宙戦略室参事官、内丸宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、守山宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

宇宙政策委員会の構成に一部変更があったことについて、冒頭、参考資料1及び参考資料2に基づき、事務局から説明があった。また、参考資料3に基づき、第38回宇宙政策委員会です承された「工程表改訂に向けた中間とりまとめの構成」について事務局より報告が行われた。

(1) 宇宙安全保障に関する動向と課題

事務局から資料1、3について、中須賀部会長から資料2について説明が行われた。これを踏まえ、委員から以下のような意見等があった。(以下、質問・意見、事務局等の回答)

安全保障と民生の両分野において、宇宙システムへの依存が深まっている中、抗たん性に関しては、宇宙システムが機能低下等した場合の具体的な影響と対応について整理することが重要である。このためには、調査だけでなく、シミュレーションや演習等の活用が有効ではないか。

抗たん性に関して、宇宙システムが機能低下等した場合の影響度の分析や評価を行うに当たっては、運用の観点をよく考慮する必要がある。また、国家的に宇宙インフラをどのように活用していくのかという、おおもとの考え方についても整理する必要がある。

抗たん性強化にかかる分析、評価については、米国の取組等を参考にしつつ、その後の対策にも資するよう、体系的に取り組む必要がある。

即応型小型衛星等がどれだけ有効であるのか等の意義を整理するとともに、関係府省等が連携して、その使用目的を明確にすることが重要である。

即応型小型衛星等の議論は、米国の取組を参考にしつつ、効率的に進めるべきである。

米国のSSAに関する机上演習に参加する等の取組は、日米連携を図る上で重要である。米国とよく連携して我が国のSSA能力の向上を図っていきたい。

SSAは大がかりな任務であり、関係府省等や民間を含め、よく連携していく必要がある。そのためには、司令塔となる部署が必要である。また、その必要経費についても、一部の組織に過度な負担が集中しないよう留意すべきである。

SSAに係る情報を適正にやり取りするため、米国との間でSSAに係る安全保障上の協定も必要となるのではないか。

(2) 宇宙関連の法制度整備等について

資料4に基づき事務局より説明が行われた。これを踏まえ、委員から以下のような意見等があった。(以下、質問・意見、事務局の回答)

リモートセンシング衛星のデータの管理方法については、国家安全保障戦略のような国内の安全保障政策だけでなく、欧米の例も参考に考えるべき。

資料4に記載されている「不適當な者」には、どういう者が想定されているのか。我が国の安全保障に悪影響を与える者が想定され、今後の検討課題である。

以上